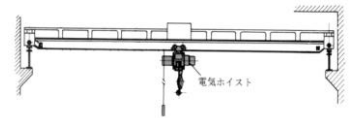
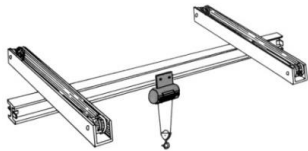


つり上げ荷重 5 トン未満 クレーン運転業務特別教育



旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

つり上げ荷重 **5 トン未満** の、天井クレーン、床上操作式クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン等の運転業務に従事させる場合、その労働者に対して **特別教育を実施しなければならない** と定められています。

つきましては「クレーン取扱い業務等特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

（労働安全衛生法第59条第3項及び同規則第36条15号並びにクレーン等安全規則第21条第1項）

1. 講習日程(2日間)

	受講日	時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第1回	R7. 5. 24(土)	学科：9:00～16:40	旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	3/24～5/9	20名
	R7. 5. 25(日)	学科：9:00～12:10 実技：13:00～17:00			
第2回	R7. 8. 9(土)	学科：9:00～16:40	旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	6/10～7/25	20名
	R7. 8. 10(日)	学科：9:00～12:10 実技：13:00～17:00			
第3回	R7. 10. 11(土)	学科：9:00～16:40	旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	8/8～9/26	20名
	R7. 10. 12(日)	学科：9:00～12:10 実技：13:00～17:00			

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 講習料 会 員 **22,250円** 消費税10%含
(内訳：受講料20,570円、テキスト代1,680円)
会 員 外 **25,550円** 消費税10%含
(内訳：受講料23,870円、テキスト代1,680円)

※今年度より、受講料の支払方法は原則振込みとなります。
(申込書受理後、請求書を発行いたします)

3. 申込方法 **受付期間内に**、申込依頼書を当協会に提出して下さい。
※先着順に受付し、**定員20名**に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

4. 添付するもの 写真1枚(30ミリ×24ミリ)

5. 教育科目

学 科	クレーンに関する知識	3時間
	原動機及び電気に関する知識	3時間
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実 技	クレーンの運転	3時間
	クレーンの運転のための合図	1時間

6. 修了証等 2日間の講習を修了した者に修了証を交付し、事業所に教育についての記録証明書を発行いたします。

7. 注意事項 欠席の場合、講習日前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

玉掛け技能講習開催予定 → R7. 7. 4～6 9. 19～21

クレーン運転業務特別教育受講申込依頼書

(つり上げ荷重5トン未満)

写真

30mm×24mm

裏面に氏名を記入して下さい

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例) 斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邊」、高橋の「高・高」など

※印の欄は記入しないで下さい

受講日	/ ~ /		※受講番号	
ふりがな		男 ・ 女	昭和 ・ 平成	年 月 日生
氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記 (希望する・希望しない)			
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→			
★戸籍抄本、住民票等の添付が必要				
住所	〒 - 携帯(- -)			
事業場名				
事業場所在地	〒 -			
連絡先	電話	- -	FAX	- -
	担当者		担当者部署	
講習料支払方法	※今年度より原則振込みとなりますので、講習日の10日前までに納入願います。			
※会員区分	会員	コードNo. 205	講習料 22,250円	※入金日
	非会員	コードNo. 206	講習料 25,550円	

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会 検索

